

議第110号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

令和2年9月23日提出

京都市長 門川大作

|       |   |
|-------|---|
| 相手方   |   |
| 事件の種類 | 所有権移転登記手続の請求  |
| 事件の内容 | <p>京都市中京区西ノ京北小路町20番地の42の土地（56.19平方メートル。以下「本件土地1」という。）及び同町20番地の55（12.92平方メートル。以下「本件土地2」という。）は、いずれも大正14年5月6日に家督相続を原因として、（以下「登記名義人」という。）が所有権を取得した。その後、本市は、昭和44年12月1日に本件土地1及び本件土地2に壬生東市営住宅を建築し、同日から現在に至るまで、本件土地1及び本件土地2を占有している。</p> <p>本市は、登記名義人の相続人13名に対し、本件土地1及び本件土地2について、本市への所有権移転登記の手続に必要な書類の</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>提出を求めたが、相手方ら（5名）は、これに応じようとしな<br/>い。<br/>そこで、相手方らに対し、所有権移転登記手続を求める訴えを<br/>提起しようとするものである。</p> |
|--|--|

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。